

令和7年度地域コーディネーター研修業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 令和7年度地域コーディネーター研修業務委託に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、令和7年度地域コーディネーター研修業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、プロポーザル方式による企画提案の公正・公平な審査を行い、受託予定者の特定を行う。

(組織)

第2条 評価委員会の委員は、次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、市民文化局コミュニティ推進部長をもって充てる。

- (1) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (2) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
- (3) 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長
- (5) 総務企画局人事部人材育成課長
- (6) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できない時は、他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議)

第3条 評価委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(所掌事項)

第4条 評価委員会は、次に掲げる事項について審査・評価等を行う。

- (1) 公募参加業者からの企画提案に係る審査・評価に関すること。
- (2) 前号の審査・評価結果に基づく受託予定者の決定に関すること。
- (3) 受託予定者の指名選定委員会への報告に関すること。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営などについて必要な事項は、委員長が委員会に図り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。